勢州白子漂民御覽御問答記

862
1
33

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覽御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

862-1
(33)

勢州白子漂民御覽御問答記

元氏白子大黒屋光太夫船大傳馬町太物店
北条郡同所平坂浜屋船頭
漂流矢廿九名漂流同郡白子の
時太地庄惣兵衛本新田向浦中堂
の南側ニ帆切り船の石塔を建立

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

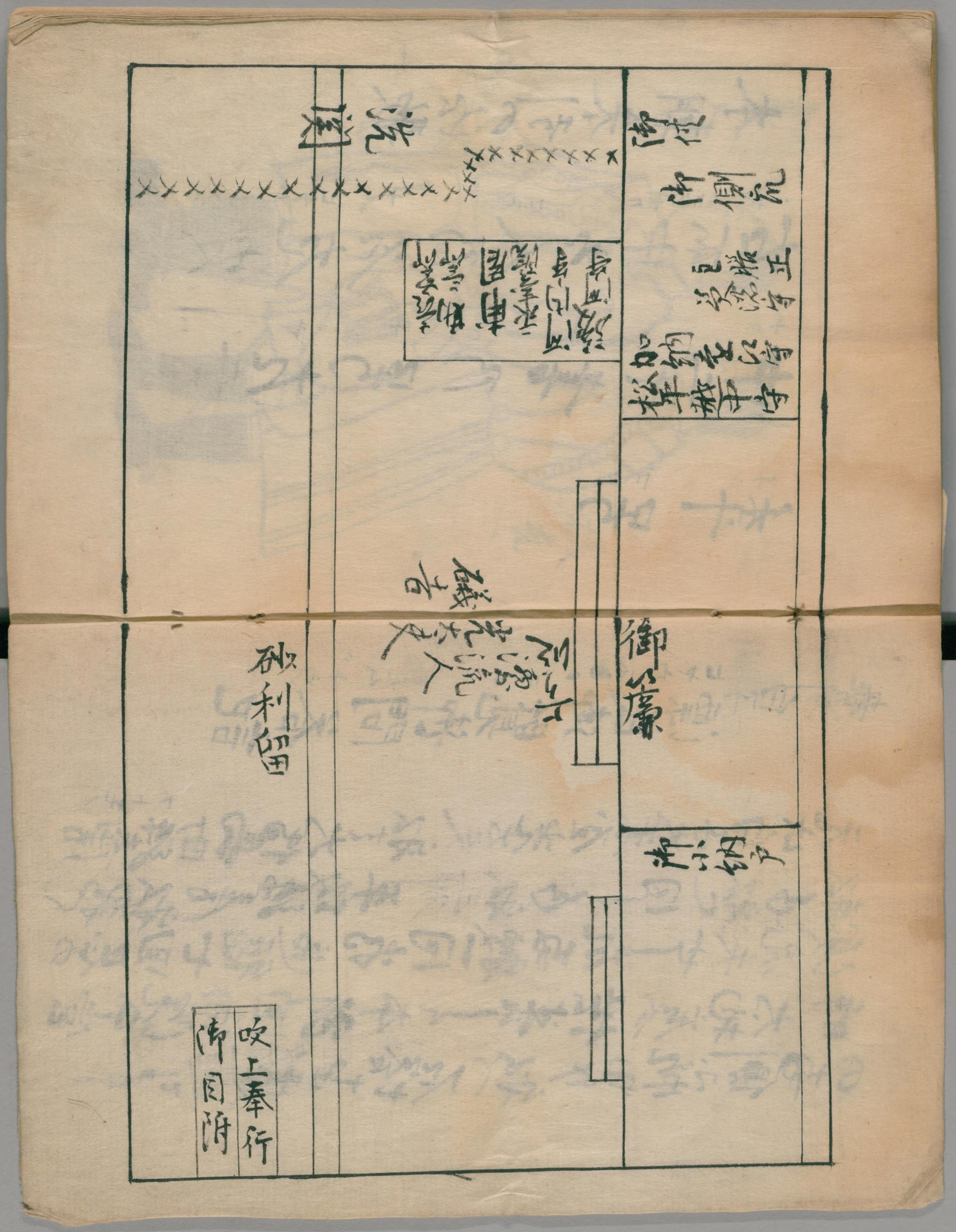

本朝未引の法歌

右所中ニ人名尤
（ミギトコロナカ　ヒト　ナ　ヒカリクニシ）

中ニ書乃男
（ナカ　ショ　ナ　ナカ　ヒト）

牛号
（ゴウ）

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

漂民御覧記

寛政五癸丑年九月十八日於上御物見所
去天明二壬寅年十二月十三日
夜後河沖ニ俄ニ大風吹流され大洋ヘ
漂ひ流れ翌年七月廿七日亀尾角亞の
属島アムチトカ地ニ漂着ス
ヲホツカ。イルカウツカ。ヤクツカ。
歐羅巴ヨリ列セル魯斎亞国の都ニ御高

見元て許し申候去子年九月三百姓夫地子も
口米ふ地迄ニ召上ル新田ニ開かれたる神昌丸
沖新田ハ其元ニ成候ハ成ル者を
上覧あり御物見の正面ニ御簾を掛ケ
置れ御通見ニ成ル御座を設ケ 夜の万九
御側ニ松平越中守如例ニ御座ニ平園寺濃守
高井三郎膳ニ列座ニ前ニ張物を持
御小納戸ニ取舞ハ後濃守ニ河内守ニ
永書院樋口庫園別墅ニ当ル九日ニ
屋敷ニ台ニ命ニ世話ニ次ニ御用掛ニ
矢部長平ニ出ル人ニ
御後ニ御小姓御右筆
ニ御用ニ
庫九ニ御
庫九ニ濃流ニ人の者ハ
相年の二別ニ
鄭四郎ニ

紺の羅紗を長く裁て襟をつい
黄金を散らしたる小サキ袋の中に物を如何
桃色の銀莫敷児を製し筒袖乃
外大長と為り赤き色の衣紐を施し同じく織物の
帽子と共に紺地の錦の野袴に
黄赤の二色を混ぜ合せ百尺西五草と深青とを
交ぜ藤の枝を突き砕き数十八束同じ
枝を組合せ合せ作りたる如き地を織て

造りたる上に白き羅紗を以て服を
外長く銀の衣紐を付け腰に紺吹羅呢
縁を飾りたる上に黄色間道の天鵞絨の
帽子を冠り白メリヤスの二重深沓を
履き羊皮にて拵たる柿色の革にて縫たれども
製作に同じく拵物諸彼の造作を地に金糸を
ぬいたる庫九の産したる神文ハ
神國の人とも知られず唯紅毛人の形を

髪方髪ばかり丈夫にて或人より問を下され答ふる所
不的実ゆへ聊か虚説なれ共ほぼ大奇
なるなり

問

一芸州宮島私儀所々何に居地御
答
アミミツカトと唱ふるは四年山籠五人内食
ふる魚の源義経義経の根を水に浸て

白酒のかくよう殺ひ毛ものを盛屋敷と腰ふ
ハナの穴ふ二寸角ふて一面鉄格子の中ふ書き
筋を入れ表ふ仕居人ふて角ふ月形ふ生ひ
抱ふて左ふ緑の皮ふて筆の如ふ雑の太サ一寸
長サ二三寸程まで抜ふ抜ふ抜ふ抜ふ抜ふ
度ふ居ふ男子い鍛冶屋ふ男ふ弁当
の毛ふ長ふ完住居ふ御座ふ
長鉄人生ふ中ふ組ふ四六人死亡仕ふ

を病ミ日本ニテ是及ヒ不ト千二カ々ト病ム
御座ハ紅毛ニテ之ヲ命ジ三ケ月ルボイ多青腿ニ牛痘ニ此地ニテ蘭医の
加比丹
官名ハ阿蘭陀ニテモヘオンボイチ之ト老ヨリ名オ不ハカ
ト地ニ連渡ラレ更ラリイルカウハカト地ヨ
巳年洋船仕ハ式不ラ寒氣ニ多強ク多ハ
外出致ハ皮ヲ裂ケ皮ヲ被ル
斗ハテ出ル仕ハ者ニ張テ耳鼻ヲ覆ハ

イテ石のめく湯ノ家ヨ入暖氣ハ忍解テ落
消潰ハ拭ヒ患ヒ拭ヒ拭ヒ時の良薬ハ
乳酪ト丁子肉桂の細末ヲ加ヘ練塗付ハテ癒ハ
歳ヲ経ヲ乳ヲ文ル時ハ手足ヲ拭ヒ膿ヲ
組ヲ用ヒ居ルト共右ヲ病ヒ惱ヲ彼國の醫
師大ヒ驚ヲ流ヲ抜切焼酒ヲ浸シ
本綿ヲ切口ヲ包療治仕ハ前ヲ薬ヲ人
與ヘハ療治前ヲ薬ヲ欲セ人食物の手充ハ

一日ヶ月銀拾匁宛ニ成し人成ハ牛肉麦
林を調ひ弥ハ十銭ニ一百の雑米十ヶ月分ハ後ニ給
右銭ハ[illegible]ハ自由ニ付て元ハ借ハ人ニ地代年貢
米ハ元百姓ハ百商人ニ和成ハ其又ハ遠ク取立ル
事ハ成ハ成し此ハの人ニ和成ハ報ハ宿ハ遠ク
其ハ行ヶ日中ハ始ハ仕度ハ額ハ御屋ハ有家ハ
急命ハ成て家命ハ繋き有れハ始ハ乗し
事ハ和ハ月ハ切ハ明キ不ハ下ハ中ハ支ハ女帝の

[illegible]人ハ私ハ人ハ新ハ
新成御家人私ハ遠ハ長ハ和家中ハ数多の
宿人厳重ハ和借ハ産の方ハ宿ハ宿ハ女ハの
必ハ圍(二日)饒ハ仕ハ和ハ和ハ為ハ報ハ為ハ
御老中ハ下ハ宿人ハ[illegible]ハ女帝ハ御新
使人ハ[illegible]ハ新ハ成ハ仕ハ
女帝御ハ長延御ハの為ハ
ハ私ハの中ハ

一日ノ調殘銭又ハ殘し人ハ殘銭と牛肉表
林を調殘ハ十殘ニ一日の雜事十ノ餘ハ後ニ殘ス
右殘銭とあつ〳〵ハ下ノ方自由ニ付て元借ハ其人ニ地代ハ貢
ハ元ニ為ス外ハ商人ニ和ハ又ハ遣し取立ル
奉公殺ハ殺し此の人ニ和ハ報ヒ宮和遣ル
ハ行ノ日中ハ仕度金額ニ御座ハ向ハ家ハ
急命殺て家命と繋きあれ也ハ御ハ
事とおれハ殺ハ切明キ下ノ中ニ文ハ女帝の

御用ニ達ル下ノ方の中と繋り御人ハ私ハ人ハ
繋り帝ハ中ハ中ハ右の殺事ハ中ハ切り口ハ殺し厄
殺御家人私ハ子遣ハ長者人ハ私ハ中ハ数多の
宮人歳室ハ和借ハ産の右ハ宮ハ女ハの
必ハ置(二日)饒仕ハ右和ハ為殺ハ為ハ
御老中ハ下ノ宮人ハ女帝ハ御前
使人ハ女ハ殺ハ殺ハ化ハ
女帝御ハ長延御指の先ハ私ハ中の中ハ

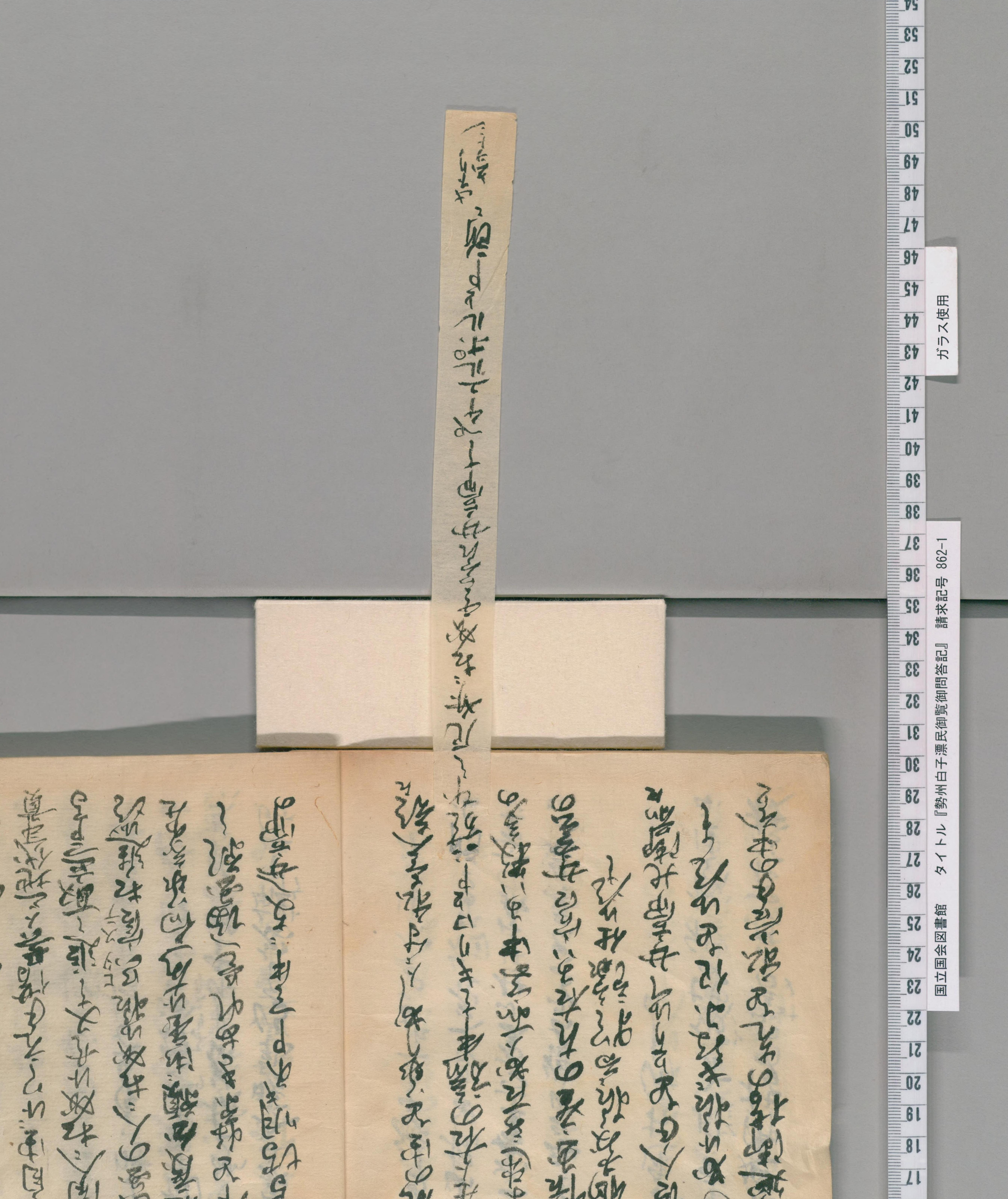

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

御祭礼ハ毎年三度ニ成ル 當人ハ仕廻教
但人式初て帝王ニ見へ 彼地の禮儀を学ぶ
御座ハ協式新て万通ハ海ハ

王城の構ハ城 ハ 石ハ煉瓦ハ玉ハ義遊り
殿或ハ右手ニ三重ニ五重ニ六重ニ仕ハ家の二重ノ
三重ノ泉 水藥山林ハ山ハ 花畑ハ作り
ハ下地ハ洞ハ張ハ上ハ人ハ

家作ハ義皇宮ハ平人の住居ハ
殿ハ石ハ

問後

火災ハ為ハ如何ハ

答

右ハ上ハ通ハ為ハ家居ハ火災ハ稀
ハ彼地滞留中火ハ式度ハ二階ハ火ハ
二階ハ居ハ知ハ家燒ハ夫陽ハ為ハ知ハ

更ニ建家一形燒失ス例古来珍ス世ニ美家ト称シ
タル所ニ居ル円造他ノ燒失ノ比ニ非ス名古屋ヲ
以テ他住ニ而十隨ニ火災ニ及ル事ヲ及ル

問用

城樓ノ上ニ大ニ鯱ヲ自鳴鐘ヲ出ス及ル式

答

弾ノ外大造ノ城地ニ出ス車ノ大キサ本邦ノ
水車ノ倍程ニ及ル

問

城門ノ上ニ薬師如来ノ真ノ帝伯多羅ノ像
ヲ之ヲ見及ル式

答

伯多羅ノ像ハ灵屋ニ安置致シ御堂義ト
大キサ磯石ヲ之ニ大キサ三尺斗ヲ四角ニ成ル
是ハ人ヲ以下ヲ之ヲ四隅ニ百貫目宛ノ礎
一様吸付居ル磯石ノ脇ニ小仕掛螺旋ヲ居ル

吸取喰遠式四方の磯地小蔵ハ螺蟹を元
の見高へ戻り先を伴の磯を花上り元の所へ吸附ル

問 風

小大石火矢玉を空見及ぶ式

答

銃口へ入作間敷ハ伸ハ小指先かし先
四ツ長サハ三寸五分切先の同所ハ大筒
焼薬ハ空を詰を大地ハ食入居ハ周り塀石垣を

詰を中へ下りて見る様詰を詰を云ふ
絶人宣ハ日本を四要者周を要周を詰し式
者要周を詰小山の如小者ハ

問 風

駝を毛を元及ぶ式

答

ヤコウ日ハイルコウ山ハ行道を見交人将嵐
色平ハ詰を外大を脊を癖五を頭を詰を外細り

長人民ハ御[illegible]人ベル[illegible]ダ[illegible]

問 月

たまい[illegible]方問[illegible]ハ[illegible]何[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

答

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

問 河

[illegible]

答

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

惟猟師の拵ひを見るに白蓮素袍で矢張
婦夫人の5回振出さんと又抱て
金色と荒磯を白研ぎ段々弁慶切者

問 後

老中お見ぶり人往来を弁めの式

答

見る子惟先生ご出産ご遠て言く
立流に能車の揃ひ波に馬六疋を牽せ乗の中に

四人能宛乗り中に私共も乗り御老中の同車で
野駕に御出産に女帝の行幸建て同し
振で惟先驅武人立ちのみ以上武備ハ
御能お見物の人数振出さんと

問 後

首より出ゆて何ぞ御腸を下げ此の八何の式

答

腸を抱いて女帝の賜いり人時引き抱ふ

メニヨアリとやーふるす片面ら開祖伯多羅（ペートル）帝
葵馬の像片面て當今世帝ヲリナ北脊像
ゆうきはもも如帝多賜ハリトメニアリとるを者
魯斎亞國中仁万学りゆ事廉略ニ元板
不仕物て私共ニて割外ゆ敬亟ゆ何ゑ
ゑりゆ事外ゆ色の器ニ食ヲ長柄ら
御老中宅へ参ニ而ゆ入ヲもし度ニ参ニ
式問答終て　上ニ物ニ入御濃民ニ長食

也語叔父ニ度お御白砂（ライロウド）ニ光ニ油緑色の多（ラシ）呢
ゑ外太長ニ換ニ光ニ
敬者い老虎（カバ）色の多（ラシ）雑呢（ヤ）り

問　答

二ニ方ニ事ニ魯斎亞ニ救命の恩ニ報子
情他ニ事ニ有まじくるすぶ之ゆめ用ゑ
ゆ式大切ゆ有ニ居るすゑ

答

内儀ヲ聞ケバ、御ト慮ヲ度ク思ヒ切ニ
度ク方中能ク義ヲ弁ヲ正ス事ト

問誠

左能ク恩儀ヲ弁ヲ之業ヲ行ヒ能ク孰ヲ立
日出ヘ御座ル哉

答

能ク世ヲ老母素子ヲ兄弟ヲ之ヲ恩愛
ヲ情願更ニ雖志ヲ食物ヲ不自由ニ孰

義ヲ已ニ一云ヲ明白ニ通兼日取報ヲ
不但勝ニ左ヲ命ヲ掛ル一向ニ仕度ヲ
取ル事ヲ

問誠

云数ヲ聞ヘ下ヲ云ヲ成

答

是建ヲ空ヲ元ヲ誠ニ方ヲ一ヲ下ヲ
ヲ中ヲ通年ヲ成ヲ何角ヲ

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

[illegible]

問誠

[illegible]

答

老中より役所の御[illegible]世界の[illegible]
大抵我国と交易通商せざる[illegible]
日本のみ通信[illegible]国[illegible]交

易の義[illegible]
[illegible]
[illegible]

問誠

彼地[illegible]耶蘇宗門[illegible]改宗[illegible]者[illegible]二
日水を浴せしむる[illegible]
改[illegible]命[illegible]改[illegible]水を浴せしむる見

及人殺之人式

答

御尋ニ付ハ生不名を付ト世ニいづれ水を
浴せすトあるハ七夜ニ小児の名を付ハ産
大神ニ参ルとなくて小児を水中ニ三度漫し
人工ニて産湯ハ小児ハ婦人ハ

問誠

宗門ハ未入ものハ式ニ入ル

答

前ニ申上ル通私共ハ制外ハ何方ニ義ハ
人ニ名ハ名の義人ハ右神の義ハ公の保ハ元相
仕人宗門ハ未入ものハ与ニ仏法ニ入ル

問目

十文字ニ殺ハ相を賞ビハ義兄及ハ式

長ニ切ハ丹ニ法答

答

是て家毎の入宗様人と肩を並へ
中に十文字を入れ五人来度ばり
様木を三本入れもの手形を人の宅へ
参りて先ず仏壇を拝しを上ずでい五人合掌
拝不致ば帰りし是を見人に知れ
仏壇へ拝を致ず居て四方なるを仏の
ボウとのボウとを上をとりて帰天のを
中に拝を承及人

問国

俵子(ビイドロ)を吹くを見る

答

私ベチエルホルにおいて長崎中方福せ祐致賢
きりロとロ元のて俵子師を年彼宅に弟子
内見物仕人石を彩致山焼小麦の彩の如
き物を年に成不能度ものを致人に制菓の彩
焼ものを致へ不中に

板硝子を吹うまく先徳利のごき地に吹筒に
吹立ふ塩を徳利の筒を引竈に入れ水の
節より二つ穴を作を割人板を敷春方
去て塩ぬきさき人竈の内へ並へて焼入れ
毎年のごとく年ふ和成人

問国
藍の製法を見及ぶ
答

随て先稲作地を城窪を以て草を敷て蓋を
被せ多く完をあけ其上に松杉
を丸脂多き木を積重ね火をかけ
火ひ時々火くべたる上へ生葉を安置
蒸焼を仕て下タの窪へ自然流れ藍
一斗ばかり上に水弐斗程加へ煮焼出て
呼羅呢の徴方見ゆ

問国

答

元相仕人御軍の毛を飾きとて突棒で織
中は織上下共水を噴きし毛の硬き刷毛で
こすり毛を倒す

問目

魯斎平八郎の生の日数ふつゝ出

答

さのゝ絵きを拵るも共不中は只月が八九月

此近ハ鞭中弾ゝ不明ゝ墨ゝ盛ゝ出ゝ
と仕人微細ゝ徳ゝ書相林火形ゝ横ゝ
ゝ書ゝ

問弾

何ゝ格別ゝ悪義ゝ

答

左様ゝ

右様ゝ書ゝ共ゝ共ゝ
ゝ書ゝ彼地ゝ

奉ト上ハ面目真墨ノ上ハ為ニ
時宜見届ノ為ニ出ル者ト
問曰
厲ト年中居ル
答
大抵年中居ル者ハ
此近ト別ト沢山殺害仰ト
こゝ羽ヒき奉邦警のめくり
雄ヒ羽嶮三俵羽紀宛
ハたまゝの味ト
問曰
ムスクハ大ヒなる石橋ハ
答
石橋ト大キハ板ハ
問河
食料ハ段ヒ
ハたまゝ味ト
問曰
見物ハ
答
ハ板ト仮橋ヲ

彼国にても日本のことを存ぜざるべし

答

何ものゝ次能度の弟至人日本のことを詳に
記し書物幷日本国名なども見及ぶ日本人
なき様に南周校中川淳庵校等此方の
御名をも何ものゝ能度和辰に日本のことを記
しる出物の中に書載せしを見及ぶ
中川淳庵�té若列侍醫に近年病死す

彼邦にて発醫しゆゝ乃辰の説

問

水車風車を見及ぶべし

答

水車て所〻にあるべし殊に長崎に水車
を拵へ風車を羽根四枚にて外大造成
小西屋長八流川堺に堺所にて拵へ
まるり不申

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

問

都の入口彼岸の捉石ハ彫付ケ之由見及ぶ

答

一見仕候ハ文体ハ不中候ハ為めの為と存

なる共辯不中ハ

云

一私共ハ西洋の新度と云知り兼候帝国

仕候ハ日本へ通船仕候兼ねて及居候

紅毛人に対し日本へ渡り候異国船ハ和蘭

西の帝王ハ伯国新度ハ仕り曾爾西洋の

如く放ち通商ハ不致海上の船日数掛り

ハ成ら度事ハ三年ハ日数掛り

西洋ハ人曾爾

西洋ハ年月不知船ハ及ぶ万一

新度明不中ハ阿蘭陀人ハ知れ申候

度度ハ内伯国の長崎へ渡ハ

一オルランダ人ハ新解人ハ見中ハ

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

小京人のよし。御屋ハ
一名中を撓み氷の上を大小・幸をよし人を人。
大足以おをよハ殊ニ毛のこ世を人を人ハ
馬をひかせよハ
一ペチヤホルとよ所ニ蘭狩野猪危まと在
ほの嫁鶏(チヤボ)鶏ちをハ生猪を初まと長馬持参り
大三足鉤金出ハ不猟免(ラチ)よハ彼金の者不論
保ちとうかなりよハ

一魯斎亜国王當今ナポレオン帝。名ハ王ロテリナ。アンキ
セウナとよて年を齢三拾四年太子の名を
ウルヘトロイチとよて三拾九年皇孫一人をアレキ
サンデル。パウロイチ齢十六年二男をコンスクンチン。
パウロイチとよて今年齢十四年ト
右ハ件問答ハて後二人の漂民を御賜賜
王維子橋御門ハ御厩の前王ふ御ぬ実
昇平大和の御代ニ

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

生御守ちかくつかまつる由る社かゝるを
見受申出申したるに少拾度
を柄縛き箱ゟ引て出て かゝ日ハ少おきな
維寛政五癸丑年九月
待醫法眼桂川甫周瑞誌
礒吉拙諸坂倉聞書
江戸大傳馬町太抑庄九郎私物別白子
神昌九郎兵衛私水主拾人乗多弥

紀州様上総之人御水主拾人乗合拾七人
なり
天明二壬寅年十二月十三日白子浦出帆
之節より出船後河沖にて大風吹倒
言流れ私流れ船ハ帆柱切捨
漂流間相三十日目伊豆の国大島の内吹流れ
ゟ大島ゟ不見相成候て私風ゟ
辰巳の沖ゟ流れ月廿六日夕風吹

[illegible]
而以仮[illegible]
[illegible]
[illegible]

を聞き及ぶ不立病人ども三人程宿に入れ置かれ候し
ゆゑ弱者共なく上り居候見るうちより元和破
和歌山城守殿の居る大物船に乗り
天神地祇に祈加護を心根を徹し一回数珠
の修行を地より行て皆く家の源止まり出
何方国なりとも問ふ者共上の山に
橋和を伝て伝へ丘に居ト
相尋ねよ賜へ飯を取用ひ大の夫今く居候

仕りそうろうあるくゆるを見る人を見る人
をやぎ船を高あ一口二口よ。入味入て寺社門に
夫手有の夫人と同乗て米乗乗れば不山の
上方張炮一ツ打ト思ひて一回大きな響き鳴
向を検見人寄弱者の衣弱者立居ト
而近付て何ト少和れ小屋掘拵入
中に完和の検見人と名乗羽根林潜付ト思新
所市熊ヨリ三度見者安弱者を

等ニテ毫海ノ沖ニテ捕キ人ト戸数拾ノ人ハ私中皆ニ見セ
ノ世話ニ成ル人ハ私中皆ニ見セ
ハ人ハ家ノ多リ居ル所ハアミ小ハ海ニ
堅七里横一里半ほどアリ
ヲロシヤ国ノ役人ニテ家ノ支配役人ハ私ニ
伊孔身ハ拾人ハ毎日半人ハ
ノ者ハ毎ハヤツポスコエトハ別日半国ノ
役ニテ船ハ国ハ
右役人ハ同居役毎日者ハ取合ニ役居ル

ハ海田畑ニ穀物一粒ニテ無ク
家ハ中ニ無ク海ノ沖ニ家ハ
住居ニ居ル
私中同居役人ヲロシヤ役所ハ掛ル
無ク見ル者ハ者ハ
菊ハ一面ニ無ク黄花ハ
地張炮ハ無ク
土地一領ニテ無ク
外ハ一切武器無ク

沐浴不致人元の件四く言だ想奥ト
如ク屋ヨ郡中鼎ホ二ヤ角みそくはけつ乃ら
鎮の内ヨテ長千二寺巻の独北大サヨ崩ヲ
まず お必ず拾ヨ拾ホ元のホ法屋ホ乃の中く
入ヲ致屋ホ

魯西亞国ガ蝦夷新勤番人ハ武アミツカ場ヘ
ラッユトト獣ろくホ武元の章ヨ左地の未ぞ
別元建ニ致ホ別年貢ヨ見ヨ元立ある没人
より武ラユの章ヨヨロシヤヨ元立文より

外ヨ積通り結ホと更易致ホ国ヨ元人武ラユ
ヨホ獣本新の八龍ホ毛ヲ帰逆ろく
ヨテ色ヨきヨ天鵝絨のろくヨ天和武海屋ト
関左地の未ぞ人ト不和ヨ大戦致ホ

其沢

ヨロシヤ国ヨ武ヨ積通リ人ヨ物ヨ積ト私
度ニ海上ニ為鮭致人ホ飢饉ヨ食人
ヨもの中左地の如ヨ不俊致人ヨ者報ヨテ
没所ヨ屋ト為ホの没人ヨ不拾ヨ

大概一致神奇ト思ヒ私共港ヲ拵ヘ居ル
役人ハ大筒炮ヲ打ち人ハ皆ヒ逃去リ
又暫タモメアノ辺ニ大概神奇ト
歩兵ハ炮ヲ打ツ事ヲ敬ヒ逃去ヲ聞
ム大概奇ト思ヒ候ハ人ハ生ハ方ヨリ
相分ル故ニ子供ハ松ノ木ニ登リ上ル不ル逃ル
ハ之地ノ元ノ大キニ驚キ敗ヲ入レ
我ヲ民元ニ入テ役所ニ行テ炮ヲ
ラシ人

モ以前私共ハ敗ヲ家敗人拵ヲ役人ハ
稀退敗人ハ皆ヒ逃ヒ炮ヲ打ハ
私共ハ港ニ居ル三年間ハ西亞國ノ船長
ハ荒日和ヲ待アミシツ日北浜ヲ被私共
私共ハ不知ヲ揚ハ出又小船ハ逃ヲ出ル
船頭出ル私共居ハ出ヲ出ル百石積位ノ
敗ハ出ル年ハ役人ヲ出ル逃シ役人私共同
私ヲ出アミシ日ヲ私共ハ中ニ百日ハ
中ニ船ハ出ル海上ニ通ル百里ハ

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

個シアミシ引ホ為入四人中漂流中私共一度
ニ内七人病死残人ハ引ホ人
右カミシイツカホ九ケ月漂流致居人内三人病死残
人ハ引ホ人ハ十ツカ十上ニ寄西亞国橋の松ヨ
発人日ヲ以テ発ヒ申さバ私共ヒホ地ヲ発ス
此所ハカムチツカ十上ニ寄西亞国橋の松ヨ
千キリ此所迄六人ハ馬ニ乗テ参ル人ハ千キリト
申所ヨリ神奈川迄ハ海上五百里ヒホツカヒ申所迄私ニ
三度程ニ成海上五百里ヒホツカヒ申所迄私ニ
三日間

只私ヲホツカヒヤコウツカ迄子三百十三里馬ニ乗テ
此人ハ此ヒ人家一ケ所ニ成ル大家ニ成不安ニ成ル大家ニ
ニ宿ル泊リ武ハ里宿ニ千迄ハ
馬ニ付道ヲ人伝ヒ人ヒ人ヒ馬ニ武拾ニ疋宛私共ハ
なのめ一前ニ切元夢樊(たき)弦人ヤコウツカヒ道法
記ヒ百八十ニ里ヒ弦テイルヒラツカヒ所家ニ
中ハ

六人ハ町宿ニ付ハ
此イルヒラツカ迄道行法人ハ千ヒ三ヤ

國王の海路を以て
日本國の事を試し大名
始明寺に於て新発意
堂り度旨を新発意
付添　京都に堂り
後ふ弱り居人に人
細く毎人の役を
弱年抜ある人所
代毎の宗旨ふ毎人ものを試所
帰後人を以て渡人依て水を
或人を始ふ不れ打
度義新義毎彼の宗門の人
九死一生し是彼の去の宗旨ふ
即命限を定り行毎人の者
入を不思議　全彼
彼の宗し宗門ふ入毎の始
依て右或人新堂新義毎
ヲ宗門より新て蝦夷地

遠りとゆのど人数

一童　後人　三人

一次　後人　六人

一足　後人　四人

一　紙　水　三　後人

一日本人　三人

ヤ　後合　日　後　人　数

紙　い　百　名　積　位　て　を　こ　て　帳　夷　地　の　毛　百　と

中　所　延　ま　道　不

松前ヤ　病　死　後　下

百　三　ヤ　の　地　ふ　ま　り　し　天　の　ち　の　ま　さ　ま　小　市　ま　そ

名　鉄　市　一　ち　と　ま　も　い　や　り　十　て　て　人　ま　の　ま　原　後　と

ゆ　と　後　者　の　ま　ま　の　後　を　ま　ぼ　り　ま　り

後　の　ま　ま　神　と　ま　ま　く　佛　と　ま　ま　ま　し　性　宗

ゆ　ま　本　ま　る　一　神　ヤ　本　邦　一　向　宗　ま　ど　く　一　佛

一　神　と　ま　ま　不

其　本　ま　る　の　名　い　ケ　レ　ト　ウ　ス　と　唱　へ　不　神

ヤ　時　の　ま　百　ま　ん　ヲ　ス　ポ　ポ　ポ　ま　ス　ル　イ　と　唱　へ　不

御覧記ハ光葵言上仏壇の本尊をさて
ナゾノフと云ふノフて上と云ふ
一本ハ唐松ハ本の松杉柳
樹ハ

[illegible]唐松と申ハ大木浜山ハ
外の木と共のこと
一吟曜呪天鵜餓唐文鈔
多分ハ

本ハ

一金襴袈裟ハ
一ハ本の食物ハ大麦豆粉ふすて團子
改し食ト
一茶大豆ハ
一ハ麦ハ
ハ
一年間ハ多ハ
仏ハ馬大狐ハ
凡ハ

一油の類一切ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ

一芸いたしたく出来風味いさつまものめくつと
一海川者を沢山よみたく彼の云浦曲
解斗て見信不申解て八九寺尺信度山よ
出来外之名の不気毒沢田みたくれ
一小唄て見事成名の不気分沢山見度夫者ハ
屋敷一羽て早出立又落て一羽て三絃設度信
毒費致し
一葉稚(ヤリ)て撫度不申外ニ無申所無申ハ濃と
吏昇被ハ依て彼の云イルコフリかみあるて

第国の人度し見信不
一葉たもと出二ハ浪り彼の云乃五人しかる
云第二ハ乃ハ不外ハ不絃新おもてハ皆
一三味線て日本の通りて撥(ばち)ハ
成名て糸五本ハ郎ハ三くいるて弾れ
側ハ笛太鼓を仕ハ出見て琴の音ハ
笛太鼓の方と和ハて投日本の八人絃の通
一鼓撥ハ基本て見度不申
一ひつまのかきものと数三絃或ハ基盤者の通りの盤

上ものゝ勝負と数人相寄て賭を
なす事一の囲碁もなすなり彼の地を矢張テンセ陣地
ていふなるなり掘り抜し穴あるを遊ぶ事
一水油商人油を買て器に入れ家ごとに散灯し蝋
燭なる人年のあけくれ製し蝋燭波佛壇之
灯明なき洋燈なく本の美油を製し事
うらやましくおもふに是迄本邦の人意なる可し
なるとなり
一小欲洋海産を作りなる事
一男女共に合性なる不和なる人男女ともに合性不
来世界所なのなるなり成なるなり
一女子根性がんとなる不義なる乃
婦女子ふらく神の地と被唐なる
屠き猪を包丁人髪を結て赤きかく
一男女共に自髪抜き方をめの男髪有小さく
白と勝に成なる運なるして小髪八九拾筆の
老人ともなるなり年浦山数光

正月を　春の　二月を　春らり
三月を　まるに　四月を　あぶ小り
五月を　まい　六月を　ゆふみ
七月を　ゆり　八月を　あふす
九月を　せんちゃ　十月を　のやぬり
霜月を　極月を　ぜんぬり

朔日ペツリヲイ　二日フトロイ　三日トロイ
四日セチヲサトイ　五日ヒヤトイ　六日セストイ
七日セシモイ　八日ホシモイ　九日セヒヤウトイ

十日ナセサトイ　十一日ナセサトイペツリヲイと云
十二ナセサトイと云　十三日九日迄右云
所の云名ふをナセサトイ行と申ケルや

十七日デハセサトイ三十日　デリセサトイと云く
一ヵ月九延前書云名をそ引くけるそ
張云バ十日をデハセサトイヒヤトイ十七日を
デハセサトイセシモイとふなり

祖父（ミヤルイ）　祖母（ロハ）　伯父（ニヤクシロ）　伯母（バブモ）
親（パヤニヤ）
兄（ボロニヤイ）　弟（マリニヤイ）　姉（ポスタラ）　妹（マミイヒスタラ）
夫（ムス）　父　母（アトシスウカ）

妻（ゼナ） 娘（ムスメ） 嫁（セニハ） 姪（オジヤイノ） 旦那（イノ）

身（リツタ） 頭（ゴロハ） 目（ギラザ） 眉毛（ボロビ） 髪（ゴロスイ）

耳（ウシ） 鼻（ハナスイ） 口（ゴロイ） 歯（ズビ） 髭（グビ）

舌（セシキ） 手（ルキ） 足（ノキ） 膝（スツポ） 指（ヲポシテ）

血（ノコチ） 手節（ラドチ） 穴（ヒ） 男根（ナイ） 陰門（ピスラ）

首（セヤ） 腹（ブリヤウハ） 臍（ヘソ） 妊（ハラブイ） 産（ロビツサ） 死（ボコイノ）

色事（ヒマトシヌカスタケ） 子（モシノレリ） メラシツサ

新後門（ヒイヲイギラチコ） 便水（ヒコウスカ）

米（ピセナ） 麦（ムカ） 大根（レチカ） 菜（レイバ）

蕎麦（キリナ ウスナ） 麻糸（サハウ） 空腹（ヲイシ ホタ） 満腹（シト）

臼（コハカ） 竹（ミウハ） 編俵（ルバハ） 合羽（セナリ）

箕（サボキ） 長刀（フウナ） 箕物（レツイ） 冬物（シミノイ）

大便（スウチ） 小便（スウテ） 井戸（ロゼツ） 水（ボタ）

火（ヨロニ） 民（アキリ セナ） 医師（ゲカリ）

商人（クベツ） 友達（ダシ） 病人（ミモシ） 痛（ボリイ）

家（イベツ） 義（アンバル） 寺（コノ） 酒（ビナ）

者（レバ） 塩（ソリ） 椀（ミヤシン） 豆腐（ロシカ）

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

庵丁（セガ）　腰物（スハガ）
春（ヨセン）　隻（レタ）　秋（レスナ）　冬（ジマ）
暑（ジヤルコ）　寒（シトジヨノ）
日（リシテ）　月（メセウ）　星（ズベズテ）　雲（ヲホウス）
風（ボユタ）　雨（ドセウ）　雪（スネイロ）　風音（シスウタ）
道（ドウロ）　橋（モフス）　大船（カウビ）　小船（スルノ）
筆（ベテ）　墨（チリニ）　紙（ブシコニカ）　十徳盤（ウテイ）
可参事（ヘニヤシカ）　可申事（トカナリヤ）
腹立事（トセリトイ）　難儀事（トサウネイ）

酒呑事（ヒナヒイ）　注事（トスウカハイ）
雄馬（ガ）（ゴニ）　雌馬（メ）（コフウ）　雄牛（ガ）（ゴロハ）　雌牛（メ）（クリリ）
犬（ソハカ）　猫（コシカ）　鼠（キリス）　鶏雄（テトハ）　鶏雌（クリリ）
鳶（ボロノ）　雀（ヨロベ）　穴住（ジヤウラフリ）　犬（グシ）
鴨（ウウカ）　白鳥（レベテ）　烏（ヲ出フロテ）　虱（フセイ）
蚊（ヨマリ）　湯（バニヤ）

親る男の名と妹の名のあいたとしの事と申さる男子の言葉一言丸上言葉

さかくら

大光

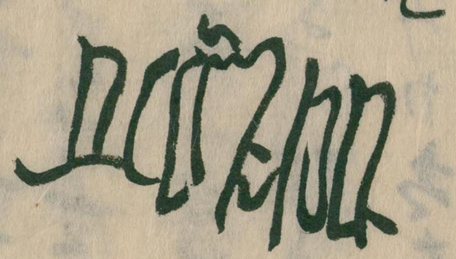

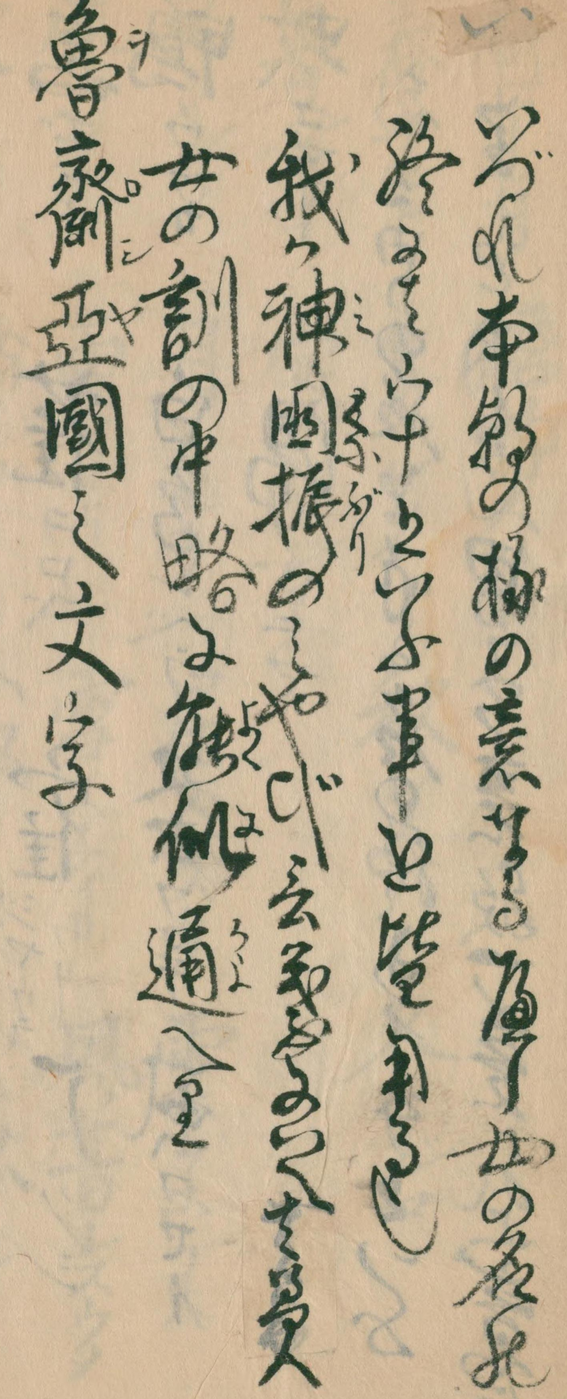

魯斎亞國と文字

阿蘭陀も同一文字の国
国の梵字なり紅毛と漢字
華夷意敵とも似かよく星霜
人数萬国を遍船さこの
毛人乃利元なる紅毛
魯齋亞の都ゴイルカウカ
此事なるべしぶらく震旦
蘭陀とも阿蘭陀とも
博多の出さもあり
敬右地伝ムカツカロヤヨツカ
抓哇人地交合も大小使も仕
者生れて死するまぐ沐浴
髮ひげもそ浴身孔毛
一時に食物を黄樊
を煮答とを作
るるぞ奉のるべ
本邦の大のめ
る所出記さ

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

862
1

天明二寅年ゟ吹流ス彼変ニ逢て
十二ヶ年ゟ一ヶ年寛政五丑年ゟ帰ス
武人名親ゟ世ゟ中国阿村ニ住居
我ニ九州の坂地ニ人参畑側ゟ住居ス
新下御御扶持以義仕ル事
御恵ゟ社

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1
ガラス使用

氏持主

白子町

澤田登八

国立国会図書館　タイトル『勢州白子漂民御覧御問答記』　請求記号 862-1

ガラス使用